議案第107号

杉並区長等の給与等に関する条例等の一部を改正する条例 上記の議案を提出する。

平成28年11月25日

提出者 杉並区長 田 中 良

杉並区長等の給与等に関する条例等の一部を改正する条例

第1条 杉並区長等の給与等に関する条例(昭和32年杉並区条例第15号)の一部を次のように改正する。

第5条中「100分の172.5」を「100分の177.5」に、「100分の180.5」を「100分の185.5」に改める。

別表第1区長の項中「1, 116, 400円」を「1, 118, 600円」に 改め、同表副区長の項中「894, 600円」を「896, 400円」に改める。

第2条 杉並区議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例(昭和31年杉並 区条例第20号)の一部を次のように改正する。

第8条第2項中「100分の160」を「100分の165」に、「100分の168」を「100分の173」に改める。

別表議長の項中「858,600円」を「860,300円」に改め、同表副議長の項中「777,000円」を「778,500円」に改め、同表委員長の項中「645,400円」を「646,700円」に改め、同表副委員長の項中「618,500円」を「619,700円」に改め、同表議員の項中「597,500円」を「598,700円」に改める。

第3条 杉並区教育委員会教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例 (昭和54年杉並区条例第18号)の一部を次のように改正する。

第2条中「76万6,700円」を「76万8,200円」に改める。

第8条中「100分の172.5」を「100分の177.5」に、「100分の180.5」を「100分の185.5」に改める。

第4条 杉並区監査委員の給与等に関する条例(平成3年杉並区条例第16号)の 一部を次のように改正する。 第2条第1項第1号中「68万9,600円」を「69万1,000円」に改め、同項第2号中「67万700円」を「67万2,000円」に改める。

第4条第4項中「100分の172.5」を「100分の177.5」に、「100分の180.5」を「100分の185.5」に改める。

本則に次の1条を加える。

(職務執行者に対する適用)

- 第6条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第197条ただし書の規定により監査委員の職務を行う者については、第2条から前条までの規定を適用する。 附 則
- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から適用する。
 - (1) 第1条の規定(杉並区長等の給与等に関する条例(以下「区長等給与条例」という。)第5条の改正規定を除く。)による改正後の区長等給与条例の規定、第2条の規定(杉並区議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例(以下「議員報酬条例」という。)第8条第2項の改正規定を除く。)による改正後の議員報酬条例の規定、第3条の規定(杉並区教育委員会教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例(以下「教育長給与条例」という。)第8条の改正規定を除く。)による改正後の教育長給与条例の規定及び第4条の規定(杉並区監査委員の給与等に関する条例(以下「監査委員給与条例」という。)第4条第4項の改正規定及び本則に1条を加える改正規定を除く。)による改正後の監査委員給与条例の規定 平成28年11月1日
 - (2) 第1条の規定(区長等給与条例第5条の改正規定に限る。)による改正後の区長等給与条例の規定、第2条の規定(議員報酬条例第8条第2項の改正規定に限る。)による改正後の議員報酬条例の規定、第3条の規定(教育長給与条例第8条の改正規定に限る。)による改正後の教育長給与条例の規定及び第4条の規定(監査委員給与条例第4条第4項の改正規定に限る。)による改正後の監査委員給与条例の規定並びに次項の規定 平成28年12月1日
- 3 平成28年12月に支給する期末手当に係るこの条例による改正後の区長等給 与条例第5条、議員報酬条例第8条第2項、教育長給与条例第8条及び監査委員

給与条例第4条第4項の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

区長等給与条例第5条	100分の185.5	100分の190.5
議員報酬条例第8条第2項	100分の173	100分の178
教育長給与条例第8条	100分の185.5	100分の190.5
監査委員給与条例第4 条第4項	100分の185.5	100分の190.5

4 この条例による改正後の区長等給与条例の規定、議員報酬条例の規定、教育長給与条例の規定及び監査委員給与条例の規定を適用する場合においては、この条例による改正前の区長等給与条例の規定、教育長給与条例の規定及び監査委員給与条例の規定に基づいて支給された給与並びにこの条例による改正前の議員報酬条例の規定に基づいて支給された議員報酬及び期末手当は、この条例による改正後の区長等給与条例の規定、教育長給与条例の規定及び監査委員給与条例の規定による給与並びにこの条例による改正後の議員報酬条例の規定による議員報酬及び期末手当の内払とみなす。

(提案理由)

区長等の給与を改定する等の必要がある。

杉並区長等の給与等に関する条例等の一部を改正する条例新旧対照表(抄)

第1条による改正(杉並区長等の給与等に関する条例の一部改正)

新 条 例 条 例 Π (期末手当) (期末手当) 第5条 期末手当の額は、次に掲げる額 第5条 期末手当の額は、次に掲げる額 の合計額に、3月に支給する場合にお の合計額に、3月に支給する場合にお いては100分の25、6月に支給す いては100分の25、6月に支給す る場合においては100分の172. る場合においては100分の177. 5、12月に支給する場合においては 5、12月に支給する場合においては

100分の185.5 を乗じて得た額に、給与条例の適用を受ける職員の例

による支給割合を乗じて得た額とし、 その支給方法その他支給に関しては、 給与条例の適用を受ける職員の例によ

る。

 $(1)\sim(3)$ 略

100分の180.5を乗じて得た額に、給与条例の適用を受ける職員の例による支給割合を乗じて得た額とし、その支給方法その他支給に関しては、

略

ての文紹方法での他文紹に関しては、

給与条例の適用を受ける職員の例によ

 5_{\circ} (1)~(3)

第2条による改正(杉並区議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部 改正)

新 条 例 ₁ 旧 条 例

(期末手当)

第8条 略

2 期末手当の額は、それぞれ基準日現在(前項後段に規定する者にあつては、辞職、失職、除名又は死亡の日現在)における第2条に定める議員報酬

(期末手当)

第8条 略

2 期末手当の額は、それぞれ基準日現在(前項後段に規定する者にあつては、辞職、失職、除名又は死亡の日現在)における第2条に定める議員報酬

月額及びその議員報酬月額に100分の45を乗じて得た額の合計額に、3月に支給する場合においては100分の25、6月に支給する場合においては100分の165、12月に支給する場合においては100分の173を乗じて得た額に、基準日以前3月以内(基準日が12月1日であるときは、6月以内)の期間における在職期間の区分に応じて、次の表に定める割合を乗じて得た額とする。

在職	期間	
基準日が3月 1日又は6月 1日である場 合	基準日が12 月1日である 場合	割合
3月	6月	100分 の100
1月15日以 上3月未満	3月以上6月 未満	100分 の60
1月15日未満	3月未満	100分 の30

3及び4 略

月額及びその議員報酬月額に100分の45を乗じて得た額の合計額に、3月に支給する場合においては100分の25、6月に支給する場合においては100分の160、12月に支給する場合においては100分の168を乗じて得た額に、基準日以前3月以内(基準日が12月1日であるときは、6月以内)の期間における在職期間の区分に応じて、次の表に定める割合を乗じて得た額とする。

在職	期間	
基準日が3月 1日又は6月 1日である場 合	基準日が12 月1日である 場合	割合
3月	6月	100分 の100
1月15日以 上3月未満	3月以上6月 未満	100分 の60
1月15日未満	3月未満	100分 の30

3及び4 略

第3条による改正(杉並区教育委員会教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に 関する条例の一部改正)

新 条 例 旧 条 例
(給料)
(給料)
(給料)
第2条 教育長の給料の類は 日類 7.6 第2条 教育長の給料の類は 日類 7.6

第2条 教育長の給料の額は、月額<u>76</u> 万8,200円とする。 第2条 教育長の給料の額は、月額<u>76</u> 万6,700円とする。 (期末手当)

第8条 期末手当の額は、次に掲げる額の合計額に、3月に支給する場合においては100分の25、6月に支給する場合においては100分の177.

5、12月に支給する場合においては100分の185.5を乗じて得た額に、給与条例の適用を受ける職員の例による支給割合を乗じて得た額とし、その支給方法その他支給に関しては、給与条例の適用を受ける職員の例による。

 $(1)\sim(3)$ 略

(期末手当)

第8条 期末手当の額は、次に掲げる額の合計額に、3月に支給する場合においては100分の25、6月に支給する場合においては100分の172.

5、12月に支給する場合においては100分の180.5を乗じて得た額に、給与条例の適用を受ける職員の例による支給割合を乗じて得た額とし、その支給方法その他支給に関しては、給与条例の適用を受ける職員の例による。

 $(1)\sim(3)$ 略

第4条による改正(杉並区監査委員の給与等に関する条例の一部改正)

新 条 例

旧

例

(給料及び報酬)

第2条 識見を有する者のうちから選任 された監査委員で常勤のもの(以下 「常勤の監査委員」という。)の給料 の額は、次のとおりとする。

- (1) 代表監査委員 月額 <u>69万</u> <u>1,000円</u>
- (2) その他の監査委員 月額 <u>67</u> 万2,000円

2及び3 略 (その他の給与)

第4条 略

(給料及び報酬)

- 第2条 識見を有する者のうちから選任 された監査委員で常勤のもの(以下 「常勤の監査委員」という。)の給料 の額は、次のとおりとする。
 - (1) 代表監査委員 月額 <u>68万</u> 9,600円
 - (2) その他の監査委員 月額 <u>67</u>万700円

2及び3 略(その他の給与)

第4条 略

2及び3 略

4 期末手当の額は、次に掲げる額の合計額に、3月に支給する場合においては100分の25、6月に支給する場合においては100分の177.5、12月に支給する場合においては100分の185.5を乗じて得た額に、給与条例の適用を受ける職員の例による支給割合を乗じて得た額とする。

 $(1)\sim(3)$ 略

5~8 略

(職務執行者に対する適用)

第6条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第197条ただし書の規定により監査委員の職務を行う者については、第2条から前条までの規定を適用する。

2及び3 略

4 期末手当の額は、次に掲げる額の合計額に、3月に支給する場合においては100分の25、6月に支給する場合においては100分の172.5、12月に支給する場合においては100分の180.5を乗じて得た額に、給与条例の適用を受ける職員の例による支給割合を乗じて得た額とする。

 $(1)\sim(3)$ 略

5~8 略

給与改定等の概要

杉並区長等の給与等に関する条例等の一部を改正する条例

項目	改正内容			
給 料 及 び 議 員 報 酬	職名 区 長 副 区 長	現行 1,116,400 894,600 858,600 777,000 645,400 618,500 597,500 766,700 689,600 670,700	896, 400 円 860, 300 円 778, 500 円 0円 646, 700 円 0円 619, 700 円 0円 598, 700 円 0円 768, 200 円 0円 691, 000 円	
期末手当	6月期 1.7 12月期 1.8 3月期 0.2 合計 3.7 区議会議員 区分 現 6月期 1. 12月期 1. 3月期 0.	行 7 <u>2 5</u> 8 0 5 2 5	改正 1.775 1.855 0.25 3.88 改正 1.65 1.73 0.25 3.63	
施行期日等	1 公布の日から施行し、給料及び議員報酬に係る規定は平成28年 11月1日から、期末手当に係る規定は同年12月1日から適用する。 2 平成28年12月に支給する期末手当の支給月数は、区長、副区 長、教育長及び常勤の監査委員においては「1.905月分」、区議 会議員においては「1.78月分」とする。			